

## 令和4年第2回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年2月7日(月) 開会 午後1時30分  
閉会 午後3時00分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	<del>梶山 正治(欠席)</del>
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員  
梶山 正治

6. 議事録署名者  
17番 吉田 米治      18番 奥田 一成

7. 職務のため出席した事務局職員  
事務局長          大畦 裕之          事務局次長      石原 健二  
主幹(事)主任      平木 周二          主 査              有馬 隆幸  
主 事              西村 昌敏

8. 総会議事日程  
・農地に係る審議事項  
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について  
(2) 農地法第4条の規定による許可申請について  
(3) 農地法第5条の規定による許可申請について  
(4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

- (5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (6) 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について

- ・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (7) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について
- (8) 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請の専決処理について

- ・その他

- (1) 令和4年度中山間地域お宝資源掘り起こし事業について
- (2) 市民農園・体験農園・市民菜園の利用者募集について
- (3) 令和3年度第6回地区協議会開催日程（案）について
- (4) 令和4年度農業委員会総会等開催予定について
- (5) 令和4年度の現地調査日程について
- (6) 令和4年2月の現地調査日程について

# 議 事

## 議 長（福島会長）

それでは、令和4年第2回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者は梶山委員です。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

17番、吉田委員、18番、奥田委員をお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について8件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

事務局から説明をさせていただきます。

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請8件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番は、親族の世帯員として耕作していた譲受人が、申請地を譲り受け、新規に就農するものです。水稻をする旨の営農計画書が添付されています。

2番から4番、6番、及び7番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

5番は、譲渡人と養子縁組した譲受人が、経営移譲を受けて耕作をするものです。

8番は、前年9月総会で申請地の使用貸借を受け、10月総会で持分1/2の所有権を譲り受けています。本件につきましては、譲渡人の所有権1/2を譲り受け、譲受人2名が持分1/2を取得することで経営の安定を図るものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

## 議 長（福島会長）

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、岩重委員。

## 岩重委員

8番の岩重です。

1番の案件は、1月18日に己斐委員、事務局職員2名と現地を確認しています。現地は昨年、水稻の栽培をされており、管理がされている状態でした。譲受人は、隣接する実家の農地を耕作しながら、譲り受けた農地で、水稻栽培をされるということで、この案件は問題ないと思います。

## 議 長

2 番、3 番、己斐委員。

## 己斐委員

3 番の己斐です。

2 番、3 番については令和 4 年 1 月 1 8 日に、岩重委員、事務局職員とで現地の調査を行いました。

2 番の申請地は、ほ場整備地の農地で、昨年も耕作されていたものと思われます。荒起こしもされ、耕作ができる状態で、適切に管理されておりました。譲渡人は経営規模を縮小し、譲受人へ所有権を移転する案件です。譲受人については規模拡大となります。問題はありません。

3 番の申請地も、ほ場整備地の農地で自己保全管理されていましたが、譲渡人の父親が分家で相続した農地を管理できないため、本家の従妹の譲受人に無償で譲渡する案件です。問題ありません。

## 議 長

4 番、河野信義委員。

## 河野信義委員

1 3 番の河野です。

4 番ですが、1 月 1 8 日に谷口委員、事務局と現地を調査しました。譲受人は申請地の近くに住んでおり、経営規模拡大するものです。問題ありません。

## 議 長

5 番、河野芳徳委員。

## 河野芳徳委員

1 5 番の河野です。

5 番は譲渡人が 9 1 歳で非常に高齢であり、養女の譲受人に使用貸借権を設定し、耕作するもので問題はないと思います。

## 議 長

6 番、山縣委員。

## 山縣委員

1 6 番の山縣です。

6 番は 1 月 1 7 日に私と河野芳徳委員、事務局職員 2 名で現地調査しました。申請地は休耕地で、譲受人の自己所有地に隣接しており、耕作が容易で経営規模拡大のため、申請地を購入し所有権移転するものです。下限面積 1, 0 0

0 m<sup>2</sup>をクリアしており、許可相当と思われます。

## 議 長

7 番、8 番、奥田委員。

## 奥田委員

18 番の奥田です。

1 月 19 日に児玉委員、事務局職員とで現地調査をいたしました。

7 番は兄から弟へ所有権を移転する案件で、現地は果樹、野菜などが適切に植えてあり、問題は無いと思います。

8 番は、昨年 9 月に譲渡人から譲受人へ、使用貸借権を設定しましたが、10 月に持分 2 分の 1 の所有権を移転しました。今回は残りの持分の所有権移転です。現地は適切に野菜と果樹が栽培されており、問題は無いと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、8 件を許可することに決定します。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について 2 件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

議案第 2 号、所有者自らによる転用に関する農地法第 4 条の許可申請の 2 件について説明します。議案の 5 ページをご覧ください。

1 番は、宅地への転用事案で、現在所有している住宅が土砂災害危険区域内にあるため、区域外に自宅を建築しようとするものです。

2 番は、雑種地への転用事案で、倉庫用コンテナ及び駐車場として利用するものです。

申請地は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第 4 条第 6 項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1 番及び 2 番の案件は、いずれも農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第 11 条公告が令和 3 年 12 月 28 日付でされており、農振法の第 12 条公告、今後行われるものにつきまして、農用地区域から除外されたことを確認したうえで農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

## 議 長

議案第 2 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番、伊藤委員。

## 伊藤委員

7 番の伊藤です。

本件は、昨年 9 月 21 日に農振除外申請がされた段階で、事務局職員 2 名と一緒に現地調査を行い、更に今年 1 月 19 日に私が再確認を行っています。

これは申請地の隣に、申請人の生まれた家があるのですが、これは相当古い家で、改修費用がかかるので、申請地に新築し、故郷に帰ろうというものです。特に問題はありません。

## 議 長

2 番、谷口委員。

## 谷口委員

14 番の谷口です。

2 番は、昨年 9 月 17 日に、農振除外の案件として、事務局職員 2 名と現地調査を行っています。

この案件は、現在居住されているところに駐車場が無く、新たに駐車場を設置するもので、車 1 台と倉庫を設置して、農業用倉庫として使用されるもので、周囲への影響も無いと思われまますので異議はありません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、2件を農振法の第12条公告により、農用区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について14件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の14件について、説明いたします。議案の6ページから8ページをご覧ください。

1番、2番は宅地への転用事案で、船舶製造・修理業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、社員寮2棟及び資材・製品置場棟1棟の建築並びにこれらに附帯する駐車場を整備しようとするものです。

3番は雑種地への一時転用事案で、土木工事業等を営む譲受人が、申請地を借り受け、広島市発注の公共下水道工事に伴う車両等置場及び資材置場として利用しようとするものです。転用期間は令和4年8月10日までとなっています。

申請地は農用区域内の農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであるため、当該農地区分の不許可の例外に該当します。

4番、5番は雑種地への転用事案で、土木工事業等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。

6番は雑種地への転用事案で、申請地を借り受け、譲受人が近隣で経営している、いちご観光農園の来場者用駐車場として利用しようとするものです。賃借権の設定期間は30年間ですが、他の用途への転用を防ぐため、期間内に駐車場としての利用が不要となった場合は、農地に復元する旨の誓約書を提出させています。

申請地は農用区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画の軽微な変更（用途区分の変更）を行い、申請地を農業用施設用地に変更し、農産物生産及び販売施設としてのいちご観光農園の来場者用駐車場として利用しようとするものであるため、農地法第5条第2項ただし書き「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするとき」により、当該農地区分の不許可の例外に該当いたします。

7番は雑種地への転用事案で、建設機械の販売修理業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、建設機械の保管場所として利用しようとするものです。

8番、9番は宅地及び雑種地への転用事案で、農福連携事業に取り組む譲受人が、母から申請地を譲り受け、宅地については駐車場、休憩所、野菜販売機及び物置小屋として、雑種地については駐車場、進入路及び資材置場として利用するものです。

10番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

11番、12番は雑種地への転用事案で、運送業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。

13番は宅地への転用事案で、自動車整備業を営む譲受人が、父から申請地を借り

受け、自動車整備工場、車両置場及び駐車場として利用しようとするものです。

14番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する宅地の庭敷を拡張しようとするものです。

申請地は6番を除き、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

6番の案件は、昭和62年度から平成2年度に実施された「農村基盤総合整備事業」区域内の圃場整備地で、第1種農地ですが、農業用施設用地としての転用のため、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。

なお、6番の案件は、駐車場に整備するため、申請地に砕石を搬入しており、工事の中断を譲受人に指示した上で、また8番及び9番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

また、1番、2番の案件につきましては、申請地の一部に農家住宅が建っている現況ではありますが、農地法施行前の昭和22年撮影の国土地理院の空中写真に、当該土地に建物があったことが確認できたことから、始末書の添付を求めています。なお当該建物は、今回の転用に際し取り壊す予定です。

3番及び11番から13番の4件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

1番、2番については、転用面積が30アールを超えるため、6番については、農用地区域内農地かつ第1種農地に該当するため、本総会で承認されますと、2月18日（金）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、6番については、これに加え用途区分の変更につき農振法の用途変更が行われたのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

4番、5番、7番から10番及び14番の7件の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第11条公告が令和3年12月28日付でされており、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したうえで農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

## 議 長

ありがとうございました。

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、2番、山本委員。

## 山本委員

4番の山本です。1番、2番につき、ご報告いたします。

1月20日事務局職員2名と現地を確認いたしました。造船業を営む法人が、研修生の受け入れや帰宅困難者の解消のため、寮を新設するとともに、一部資

材及び製品置場として整備するため、転用する案件です。周辺に農地は無く、影響は無いものと思われます。

## 議 長

3番、伊藤委員。

## 伊藤委員

7番の伊藤です。

1月19日に事務局職員2名と現地調査を行いました。これは、今休耕になっていますが、公共の下水道工事のために一時転用するもので、全く周りへの被害はありません。

ただ譲渡人は耕作意欲が全くありませんので、一時転用が終わった後は推進委員と一緒に、どうするか注目していこうと思っています。

## 議 長

4番から6番、己斐委員。

## 己斐委員

3番の己斐です。

4番、5番については、農振除外関係の案件で、令和3年6月17日に事務局職員2名とで現地の調査を行ったものです。

申請地は南側が県道に面しており、北側周辺は太陽光設備が設置されて、農地はありませんので影響は無く、資材置場とすることについては問題無いと思います。

6番は、令和4年1月18日に現地調査を行いました。現地調査の時点で、砕石が進入路に広げられ、ダンプ1杯分の砕石が降ろされていました。

この案件につきまして、令和3年12月7日10時半ごろ当申請地現場にて、業者に対し搬入停止を求め、直ちに譲受人に対しても、携帯電話でこのまま作業を継続することは無断転用となるので許可後搬入するよう伝え、この状況を事務局に連絡しました。午後5時ごろ事務局より、本日午後3時半ごろ、譲受人に対し、厳しく指導した旨の連絡があり、その後作業は中断をしています。

この申請の理由については、譲受人がイチゴ観光農園を規模拡大し、身障者用駐車スペースを新たに新設することに伴い、既存の駐車スペースでは対応できなくなり、拡張するものです。

申請地周辺は、ほ場整備地で来場者の路上駐車により他の耕作者の作業に支障とならないよう必要台数分の駐車スペースを確保する必要があり、今回の申請は、支障をきたさないものと思われます。

## 議 長

7番から10番、河野信義委員。

## 河野信義委員

13番の河野です。

7番から10番については、令和3年9月17日に事務局と現地を確認しております。

7番は、建設機械を取り扱う譲受人が申請地を取得し建設機械置場にするもので、周りには影響はなく、問題ありません。

8番、9番は、先ほど事務局の説明がありましたように、母から申請地を譲り受けて、野菜の販売所、資材置場等にするもので、問題はありません。

10番の譲渡人は、不在地主で、申請地は草だらけで木が生えているような状態で皆困っていました。太陽光発電をするのであれば、きれいになると周りの方は言っていました。周辺には影響は無く、問題ありません。

## 議 長

11番、12番、山縣委員。

## 山縣委員

16番の山縣です。

11番、12番については、本年1月17日に私と河野芳徳委員及び事務局職員2名で現地調査しました。申請地は旧国道沿いの農地で休耕地となっています。譲受人の法人が、申請地を購入し、資材置場にするものです。周辺農地に被害は無いと認められ、許可相当と思われれます。

## 議 長

13番、14番、吉田委員。

## 吉田委員

17番の吉田です。

13番は、令和4年1月19日に事務局2名と現地を調査しました。譲渡人は不在地主で、申請地は休耕地であり、周囲に影響はなく問題ありません。

14番は、農振農用地除外の手続き中で、令和3年7月20日に事務局2名と現地調査を行っています。申請地は温泉街の中にあり、建物と建物の間の、狭隘の土地で、譲渡人は不在地主であることから問題ありません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、3番及び11番から13番の4件を許可することに決定いたします。

1番、2番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

6番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たうえで、農振法の用途変更が行われたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

4番、5番、7番から10番及び14番は、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請の1件について、説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の9ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第4号の説明を終わります。

## 議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりました。本件について、担当である私から説明いたします。

1月18日に事務局2名と現地調査を行いました。適正に管理されており、別に問題無いと思います。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和4年1月14日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の10ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで、申請の詳細については、11ページから20ページをご覧ください。

申請者は、現在、露地で広島菜やエダマメ、ハウスでキュウリの栽培を行っています。広島菜は自家採種を行っており、今後も、より品質の高いものを選抜し生産を行い、契約単価については、広島菜委員会を通じて価格交渉し、キロ当たり63円から65円への向上を目指し、キュウリについてはこまめな農薬散布を行うことで病害虫の予防に努め、10アール当たり900kgから950kgへの向上を目指します。

臨時雇用は現状を維持し、引き続き青色申告を行い、経営状況の把握に努めることで、年間労働時間2,000時間、年間総所得502万円を目指す計画を立て、申請するものです。以上で議案第5号の説明を終わります。

## 議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、溝口委員。

## 溝口委員

5番の溝口です。1月27日に武内推進委員と申請者へ面談しました。議案にあるように、申請者は大変篤農家で、奥さんと二人で日々一生懸命頑張っています。我らの盟友であり、なかなか研究熱心な方です。農業経営改善計画の更新については問題ありません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：意見なし)

## 議 長

異議がないので、「意見なし」と市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第6号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について3件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

議案第6号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について説明いたします。

令和4年1月14日付けで、広島市長から農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定審査にあたり意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、2点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれることとなっています。

それでは、議案の21ページをご覧ください。青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、別冊の資料をご覧ください。

1番の申請者は、当初5年間は、コマツナをメインに生産を行い、作業記録を取りながら、農業指導機関との情報交換を行うことで栽培技術の向上を図るとともに、土

壤改良資材投入により高品質・安定生産を行います。また、環境保全型農業の実現を目指し、緑肥化できる作物の栽培を行い、自然由来の資源を活用した農業を実践し、さらに、露地栽培やハウス増設により規模拡大を行い、ハウレンソウ等の高収益作物の栽培に取り組み、年間の労働時間2,000時間、農業所得260万円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

2番の申請者は、当初5年間は、コマツナをメインに生産を行い、作業記録を取りながら、農業指導機関との情報交換を行うことで栽培技術の向上を図ります。将来的には、継続的な栽培データの採取及び分析を行い、高品質・高生産性を目標とします。また、露地栽培やハウス増設により規模拡大を行い、高収益作物の栽培にも取り組み、年間の労働時間2,000時間、農業所得252万円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

3番の申請者は、コマツナを主とした葉物野菜を栽培します。また、周年で安定した数量を出荷できるような計画的な作付けをするとともに、冬季と夏季の労力バランスを考慮して一部のハウスで温床線を活用し、地域にあった作物の栽培を行います。

将来的には露地栽培やハウス増設により規模拡大し、コマツナ以外の作物の栽培を行い、年間の労働時間2,000時間、農業所得256万円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。以上で議案第6号の説明を終わります。

## 議 長

議案第6号の3件について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、己斐委員。

## 己斐委員

3番の己斐です。

松田推進委員から意見のメモを預かっておりますので、読み上げます。

1月26日、己斐委員と共に、農林水産振興センターを訪問し、申請者と面談し、意向など伺いました。同日は場を確認したら、牛糞堆肥等が搬入されていましたが、ハウスの着工はされていませんでした。

面談の内容ですが、住居について申請者の時の活力生は原則就農地の小学校校区または中学校区に居住する定住要件がありましたので、鋭意探しているが現時点では見つからないとのこと。

次に農業経営の構成について、妻と一緒に就農する予定であったが、妻は2月に出産予定であり、安佐南区に居住している申請者の親に手伝ってもらいスタートする。当面パートの雇用は考えていない。

次に就農に当たって機械器具等の入手についてですが、トラクター等の就農に必要な物については、青年等就農資金を利用して購入予定であるが、制度上の問題で翌年度4月以降でないとは利用出来ないこととなったので一時的にリース等で対応できないか検討中である。

申請者は農業経営で生計を立てる決意と熱意を持った青年であり、すぐに就農が出来るように可能な限り協力をしていきたい。以上、松田推進委員の意見

でした。

続きまして、私の意見ですが、申請者が就農する、白木町地区のほ場は、ほ場整備された後10年間は耕作されていましたが、高齢化によりその後の10年余りは休耕状態となり、今日に至っておりました。この度、地域のかた、地権者、また市の職員の協力により有効活用ができることとなりました。ここの借入面積は9,980㎡、内施設面積は2,952㎡でかなり法面の多いほ場です。ビニールハウス10棟、調整棟1棟、農機具等は青年等就農資金を活用し、4月1日から11月までコマツナ栽培の実地研修に入ります。

申請者は、先ほど申し上げましたが、今年第1子のご誕生とのこと、素晴らしい門出となることと思います。今後とも松田推進委員と共に応援をしていきたいと思っております。青年等就農計画の認定については問題ないと思っております。

## 議 長

2番、山縣委員。

## 山縣委員

16番の山縣です。

2番について説明します。この件は、令和3年度活力農業経営者育成事業として、安芸区阿戸地区において申請者が就農されるものです。

2月1日に現地調査したところ、就農地はビニールハウス10棟と作業棟1棟が建設されほぼ完成してていました。翌2月2日に藤岡推進委員と農林振興センターにおいて、申請者と面談しました。

申請者は、農大を卒業後、食品メーカー、その後JAにて就労していましたが、令和2年度、友人の紹介で活力農業経営者育成事業の募集を知り応募しました。その後、農林水産振興センターにて研修を受け、本年3月でセンターの研修を終え、4月から阿戸地区に於いて実地研修をすることとなっています。就農先に阿戸地区を選んだ理由は、販売先の条件が良く、地元の人達に接した時の人柄が良かったからとのこと。経営計画については、当分の間コマツナを栽培し、機会を見てその他の葉物野菜、そして、順調に行けば露地野菜の栽培も行いたいとのこと。当面、自分一人で作業等行い、間に合わないようであれば、パートを募集しようと思っているとのこと。年齢も32歳であり、就労意欲も充分あります。地元にも早く慣れ、地域に溶け込みたいとのこと。

私や推進委員及び地域として申請者を援助し、阿戸地区の住民として活躍されるよう願っています。

なお、定住要件として阿戸地区に住むことになっておりますが、本年の2月中には、家を購入する段取りがついているそうです。青年等就農計画については問題ないと思っております。

## 議 長

3 番、吉田委員。

## 吉田委員

17 番の吉田です。

先月 1 月 31 日に、地元の林谷推進委員と共に、農林水産振興センターに向き、研修中の申請者と面談しました。担当の林谷推進委員の意見を代読します。

昭和 56 年生まれで 40 歳。既婚者であり、お子さんもいるとのこと。米穀、米ですが、米穀を扱う会社の社員として勤めたことから農業に関心を持ち、市の活力農業に応募され、家族のご理解もあり、研修中で、4 月より就農されるとのことでした。湯来地区に 65a の農地を借り受け、施設 30a で経営が安定するまではコマツナを中心に取り組み、安定すれば他の作物にも取り組んでみたいとのことでした。

今後については当面家族の協力を得ながら、一人で頑張り、順次品目、雇用も考えていく。また、町内の就農者等との交流を深めるとともに、町内会行事にも参加して、地域との交流を図りたいとのことでした。

以上が林谷推進委員の意見です。

私としては、只今の補足になりますが、申請者は就農候補地はいくつかあったが、紹介時から湯来地区と決め、家族も異論なく賛成してくれた。

そして、住居は就農地の近場を紹介していただき、風呂など水場の改良が必要であるが、家主の了解もあり、新たに改築も検討しているとのことでした。

申請者は、野菜以外の花木、まき柿、タラの芽などにも興味を持たれ、必要であれば、協力を惜しまないとアドバイスをいたしました。

現在 3 歳のお子さんがあり、3 人で生活とのこと。就農した地区は小学校が小規模校で、現在、住民と教育関係者で学校再編の意見集約が行われておりますが、その事も理解の上、当地に就農するということでした。

就農地 65a は、地域あげての提供地であり、地域としてサポートされるものと期待しております。青年等就農計画については問題ありません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：意見なし)

## 議 長

異議がないので、3件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第8号の専決処理について、94件を一括して報告します。

事務局から説明をお願いします。

## 事務局（有馬主査）

報告第1号から第8号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（22ページから26ページ）の29件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（27ページから31ページ）の30件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請（32ページ）の4件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出（33ページ、34ページ）の21件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回（35ページ、36ページ）の5件、報告第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認（37ページ）の3件、報告第7号 農地転用（農業用施設）届出（38ページ）の1件、及び報告第8号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請（39ページ）の1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第8号までの説明を終わります。

## 議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第8号について、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

## 議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、議事日程5の、その他事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（平木主幹）

まず、農業委員・農地利用最適化推進委員の申し込み状況について説明をさ

させていただきます。

資料の方は、配布資料とは別に1枚ものの資料をお配りしていると思いますが、その資料をご覧になりながら、説明をお聞きください。

それでは、まず農業委員ですが、中立委員を除く農業委員については定数18人のところ、21人の申し込みがありました。

内訳は、団体推薦が20人、応募が1人となっております。

続きまして、農業委員の中立委員ですが、定数1人のところ、4人の申し込みがありまして、内訳は団体推薦が2名、応募が2名です。

農業委員につきましては、1月27日、28日に面接が行われ、3月の議会に選任同意の議案を提出の予定となっております。

それでは、裏面をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の申し込み状況ですが、定数42に対して53人の申し込みがありました。内訳ですが、団体推薦が44人、応募が9人、合計すると53人になるのですが、実際の申し込みは51人です。お二人の方が重複して申し込みをされておるので、53人というふうになっております。推進委員につきましては、3月11日の金曜日が面接となっております。以上です。

## 事務局（有馬主査）

それでは、配布資料の方をご覧いただければと思います。配布資料1をご覧ください。令和4年度中山間地域お宝資源掘り起こし事業についてです。こちらは、令和4年度に中山間地域での農家ビジネスにつながる活動を支援する事業です。募集期間は今週2月10日（木）までと短い期間となっております。3ページが今までの活動の事例等が書いてありますので参考にしてください。新しく取組を検討していること等ございましたら、区役所の農林課等に電話連絡していただければと思います。4ページが一番下の方、こちらに農林課の電話番号が書いてありますのでよろしくお願い致します。

続きまして、配布資料2の市民農園・体験農園・市民菜園の利用者募集についてです。資料の5ページと6ページになります。農林水産振興センターが管理しております市民農園と体験農園と市民菜園の利用者の募集ということで、2月1日から始まっておりますのでご案内します。小規模もしくは小区画で借りる面積が1,000㎡も必要ないという方がいらっしゃいましたらご案内をしていただければと思います。

続きまして、配布資料3の第6回地区協議会開催日程案についてです。資料の7ページになります。第5回の地区協議会については、新型コロナウイルスの影響で中止となり、資料は郵送させていただいたところですが、今年度最後の第6回の日程についてです。日時については、総会開催前に各地区協会長もしくは副会長の方に事務局職員からお伺いしておりますので、ここで希望をいただいたものについて読み上げさせていただきます。3月8日の午後が白木・高陽地区。3月9日の午前が安芸区。3月11日の金曜日の午前が佐伯区。佐伯区は推進委員の面接が1日あるということです。そういったことがありますので日程の方は、佐伯区は調整をさせていただきたいと思います。3月15日午前が可部・安佐地区、3月24日の午後が旧市で、時間が

15時30分からということになっております。確認したところ、会議室の取得が難しいということで、こちらについてもまた調整させていただきたいと思っております。3月25日の午後、こちらも15時30分からなのですが、安佐南区地区協議会となっております。そちらになります。よろしくお願いいたします。

続きまして、配布資料4の令和4年度農業委員会総会等開催予定についてです。資料の8ページになります。この中で、特にお伝えすべきところは、5月は大型連休のため、9日(月)の開催予定としていることと、7月と8月が参議院選挙等により、会場が東区役所5階研修室、令和5年3月が、確定申告の関係で東区役所5階講堂となっております。その他の月は、会場は東区役所3階第4・5会議室を予定しております。なお、8月と令和5年1月の総会終了後に、東区役所5階講堂で研修会を予定しております。研修会終了後は懇親会も予定しておりますが、新型コロナウイルスの状況を踏まえて、開催について決定したいと思っております。また、総会等の開催時期が近くなりましたら、別途案内文書等により通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、配布資料5の令和4年度の現地調査日程についてです。資料の9ページになります。原則毎月15日が受付締切日の3条、4条、5条の許可及び非農地証明に係る現地調査の体制について定めたものです。地区協議会の区域を基本に、市域を6地区に分割し、各地区半日単位で実施します。各地区の詳細な日程については、資料に記載のとおりでございますのでご確認ください。なお、開始時間、集合場所等については、申請の状況等を勘案し、調査日の前日までに電話で連絡いたします。

続きまして、資料最後のページ、配布資料6になります。令和4年2月の現地調査日程についてです。今月の許可案件等の受付締切日は2月15日(火)です。

現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方に電話で調整させていただきます。予定されている現地調査日程は、16日(水)の午前は旧市、午後は安芸区、17日(木)の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日(金)の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しております。許可申請の状況により、開始時間の調整等をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上で事務局からの説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

これで令和4年第2回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございませんか。

(委員：意見なし)

## **議 長**

次回の総会は、令和4年3月7日（月）午後1時30分から、東区役所5階講堂で行う予定です。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## **鍛冶山会長職務代理者**

皆様大変お疲れ様でございました。これで総会全て終了いたします。立春とは言え、寒さ厳しくなっていますが、体には十分留意されまして、また次回をよろしくお願いたします。大変お疲れ様でした。